平成２４年（フ）第７５５号
堺市東区菩提町１丁60番地７
破産者　本夛　　学
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７５７号
堺市堺区中之町東２丁１番27号
破産者　道脇　廣子
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８２６号
大阪府泉大津市二田町２丁目８番46号、前住所大阪府泉大津市助松町１丁目３番33号エクセラート北助松815号
破産者　溝上　宜彦
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９８８号
大阪府富田林市若松町５丁目４番10号、前住所大阪府羽曳野市はびきの４丁目１番15号
破産者　大江　一徳
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９９６号
大阪府羽曳野市南恵我之荘６丁目８番７号
破産者　野添　美孝
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
鳥取県東伯郡琴浦町大字大杉484番地１
破産者　手嶋　康雄
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１２６号
広島県廿日市市上平良1443番地10
破産者　森井　博美（旧姓堀田）
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５０号
広島市佐伯区八幡が丘２丁目９番７号
破産者　カワサキタイヤこと　川嵜　　弘
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９号
福島県郡山市片平町字大山南２番地の164
破産者　二瓶　博厚
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１２４７号
横浜市都筑区牛久保西２丁目28番10号
破産者　杉本　澄江
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２４８号
横浜市都筑区牛久保西２丁目28番10号
破産者　杉本　憲之
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９７６号
横浜市港北区日吉本町３丁目18番17―101号
破産者　嘉手苅　誠
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１０５号
神奈川県大和市中央６丁目３番17号　サニーハイツ第１―101
破産者　園田　　哲
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５号
富山市笹津100番地　市営住宅２棟306号
破産者　中川由美子
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９３号
長野県千曲市上山田温泉３－８－１、住民票上の住所長野県千曲市大字若宮1305番地128
破産者　柳澤　秀幸
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第９４号
長野県千曲市大字若宮1305番地128、前住所長野県千曲市大字戸倉温泉3055番地
破産者　柳澤　正敏
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第９７号
長野県千曲市大字若宮1305番地128、前住所長野県千曲市大字戸倉温泉3055番地
破産者　柳澤　容子
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第７４３号
静岡市葵区川合３丁目１番41号　スプランドールＢ―202号
破産者　松下　一行
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９９号
静岡県富士市南松野1490番地の２、旧住所静岡市駿河区曲金３丁目３番３号　東カンマンション1107号
破産者　岡村　欽一
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部